



28 ・ 4 ・ 1	28 ・ 4 ・ 1	28 ・ 4 ・ 1	28 ・ 4 ・ 1	28 ・ 4 ・ 1	発行年月日
3781 増刊②	3781 増刊②	3781 増刊②	3781 増刊②	3781 増刊②	番 公 号 報
規 則	規 則	規 則	規 則	規 則	種 類
45	45	45	45	40	同 番 上 号
31	31	31	30	3	ペ ー ジ
	○	○			上
○			○	○	下
1	後から 1	後から 2	1		行
			追 加	表 中	備 考
第二号に掲げる情報。	第二号に掲げる情報。	第一号に掲げる情報。	昭和三十六年法律第 二百三十八号	四級の二十四号給以下	正
第二号に関する事務●●●●●	第二号に関する事務●●●●●	第一号に掲げる事務●●●●●	昭和三十六年法律 二百三十八号	四級の二十四職給料表の職号給以下●●●●●	誤

正  
誤